

令和 5 年 8 月 10 日

岩国市長 福田 良彦 様

岩国市監査委員 平井 健司
岩国市監査委員 品川 充洋
岩国市監査委員 松川 卓司

令和 4 年度財政の健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により令和 5 年 8 月 1 日付けて
審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩国
市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠して審査を行ったので、
次のとおり意見書を提出します。

令和4年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

比率名	健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
	令和4年度	令和3年度	増減		
ア 実質赤字比率	—	—	—	11.56	20.00
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	16.56	30.00
ウ 実質公債費比率	4.3	4.2	0.1	25.0	35.0
エ 将来負担比率	—	—	—	350.0	/

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和4年度決算において、黒字となっており、実質赤字は生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和4年度決算において、連結実質収支は黒字となっており、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

ウ 実質公債費比率について

令和4年度決算において、実質公債費比率は4.3パーセントで、前年度に比べ0.1ポイント増となっているが、早期健全化基準の25.0パーセントを20.7ポイント下回っている。また、地方債発行の許可基準である18.0パーセントを下回っている。

エ 将来負担比率について

令和4年度決算において、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることから、将来負担は生じていない。

令和4年度岩国市周東食肉センター事業特別会計ほか3特別会計
資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度岩国市周東食肉センター事業特別会計ほか3特別会計資金不足比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率			経営健全化基準
	令和4年度	令和3年度	増減	
岩国市周東食肉センター事業特別会計	—	—	—	20.0
岩国市観光施設運営事業特別会計	—	—	—	20.0
錦帶橋管理特別会計	—	—	—	20.0
岩国市市場事業特別会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

いずれの特別会計の決算を見ても、経営健全化審査における資金不足は生じておらず、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

令和4年度岩国市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度岩国市水道事業会計資金不足比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基準
	令和4年度	令和3年度	増減	
岩国市水道事業会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期債務に対する支払能力を示す流動比率は274.1パーセントであり、前年度と比較すると比率は下がっているが、流動負債に対し、流動資産は上回っている。

また、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

令和4年度岩国市工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度岩国市工業用水道事業会計資金不足比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基準
	令和4年度	令和3年度	増減	
岩国市工業用水道事業会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

決算審査意見書に記載した工業用水道事業の財務の短期債務に対する支払能力を示す流動比率は12,602.9パーセントであり、流動負債に対し、流動資産は大きく上回っている。

また、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

令和4年度岩国市病院事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度岩国市病院事業会計資金不足比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基準
	令和4年度	令和3年度	増減	
岩国市病院事業会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期債務に対する支払能力を示す流動比率は160.9パーセントで、病院ごとに見ても、錦中央病院が300.4パーセント、美和病院が102.5パーセントであり、前年度と比較するとそれぞれ比率は下がっているが、いずれも流動負債に対し、流動資産は上回っている。

また、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

令和4年度岩国市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度岩国市下水道事業会計資金不足比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会計名	資金不足比率			経営健全化基準
	令和4年度	令和3年度	増減	
岩国市下水道事業会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

決算審査意見書に記載した下水道事業の財務の短期債務に対する支払能力を示す流動比率は48.3パーセントであり、流動負債に対し、流動資産は下回っている。

ただし、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

令和4年度岩国市簡易水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

令和4年度岩国市簡易水道事業会計資金不足比率審査

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施内容

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して、令和5年8月1日から同月9日までの間実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基準
	令和4年度	令和3年度	増減	
岩国市簡易水道事業会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

決算審査意見書に記載した簡易水道事業の財務の短期債務に対する支払能力を示す流動比率は48.4パーセントであり、流動負債に対し、流動資産は下回っている。

ただし、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。